

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2025年8月27日
【会社名】	株式会社ロゴスホールディングス
【英訳名】	LOGOS HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 雄一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北海道帯広市東三条南十三丁目2番地1 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。) 北海道札幌市中央区北五条西二丁目5番地 JRタワーオフィスプラザ さっぽろ16F
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長池田雄一は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの事業は住宅販売事業及びこれに付随する事業がほとんどを占めており、売上高及び総資産が事業活動の規模を表す指標として最も適切な指標と判断しております。会社別単位を事業拠点として、各事業拠点の前連結会計年度の売上高及び総資産（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高及び連結総資産のそれぞれ概ね2／3に達している連結子会社2社を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの収益活動は、住宅販売事業における工事請負及び不動産販売であり、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売上原価」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、減損会計、税効果会計、完成工事補償引当金、販売用不動産の評価、工事進行基準による売上高、のれんの評価及び関係会社株式の評価の各プロセスを評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日である2025年5月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。